

所得税及び復興特別所得税 消費税・贈与税の申告受付

問合せ：大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内 2番を選択)

申告会場の開設

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付を次のとおり行います。

- *とき / 2月16日(木)～3月15日(水)の平日 午前9時～午後5時 ※受付終了時間は午後4時
- *ところ / 市民会館3階大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を



設けていません

税理士による 無料税務相談

- *とき / 2月16日(木)～24日(金)の平日 午前9時30分～午後4時 ※受付終了時間は午後3時30分
- *ところ / イオンタウン大垣イースト棟2階コミュニティホール (三塚町)
- *内容 / 税理士による所得税及び復興特別所得税(譲渡所得を除く)についての無料相談



住宅借入金等 特別控除説明会

- *対象 / 返済期間10年以上の借入金で住宅を取得または増改築した人で平成28年中に入居した人 ※認定長期優良住宅の場合は、借入金を利用していない人も含む
- *とき / 2月13日(月)～15日(水) 午前9時15分～正午、午後1時～4時 ※受付終了時間は午後3時30分
- *ところ / 市民会館3階大会議室
- *持ち物 / マイナンバーに係る



本人確認書類、住民票の写し(平成27年以前の入居のみ)、土地・家屋の登記事項証明書、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、源泉徴収票(本人)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など ※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要
*備考 / 申告書の提出可。内容によっては控除を受けられない場合あり。住宅資金に係る贈与税の申告についても説明

償却資産の申告は

1月31日まで

償却資産(構築物・機械・器具備品など)は固定資産税の課税対象となります。平成29年1月1日現在、市内で償却資産を所有する会社・工場・商店などを経営している事業主や、アパート・駐車場などを貸し付けている人は、1月31日までに申告をしてください。

なお、社会保障・税番号制度(マイナンバー)の導入により、個人番号または法人番号を記載する必要がありますのでご注意ください。

*申告方法 / 申告書・明細書に必要事項を記入し、課税課へ ※期間中、窓口の混雑が予想されますので、eLTAX(地方税ポータルシステム)をぜひご利用ください。

*問合せ / 課税課償却資産グループ (☎47-8158) へ



ご準備ください!

マイナンバーの記入と 本人確認書類

社会保障・税番号制度(マイナンバー)により、平成28年分から申告書には申告者の個人番号の記入が必要です。また、配偶者控除及び扶養親族を申告する場合は、配偶者等の個人番号の記入が必要です。

申告書の提出に当たっては、本人確認のため、申告者本人の①～③のいずれかの書類をお持ちください。

社会保障・税番号制度(マイナンバー)に係る本人確認書類

- ① 個人番号カード(両面)
- ② 通知カードと本人確認ができる資料
- ③ 個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料

※①～③のいずれかの書類の写しの添付が必要な場合があります。ただし、本人に代わって親族が提出する場合は、①～③のいずれかの写しが必要です。(市役所会場で申告する場合)
※本人確認ができる資料とは、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証などです。

ご利用ください!! 国税庁ホームページ

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告書の様式は、国税庁のHPからダウンロードできます。

また、同HPの「確定申告書

等作成コーナー」では、画面の指示に従い必要項目を入力することで、確定申告書を作成・印刷することができます。

さらに、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用すれば、インターネットを通じて申告ができます。

市・県民税の申告受付

問合せ：課税課市民税グループ (☎47-8179)

市は、市・県民税の申告受付を次のとおり行います。

申告書は、「申告書の手引」や前年の控えを参考に、ご自分で作成し、提出してください。なお、所得税の確定申告をすれば市・県民税の申告は必要ありません。

- *とき / 2月16日(木)～3月15日(水)の平日 午前8時30分～午後5時
- *ところ / 市役所4階大会議室 ※期間中、1階課税課には申告会場を設けていません



*持ち物 / マイナンバーに係る本人確認書類、源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の控除証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書・補てん金額が分かる書類など)、印鑑、筆記具、電卓など

市・県民税の出張申告受付

と き	と ころ
2/6(月)・7(火)	西部研修センター 多目的ホール
2/8(水)・9(木)	南部子育て支援センター1階 多目的ホール
2/13(月)・14(火)	墨俣地域事務所1階 大会議室
2/15(水)	9:00 情報工房5階 スイックホール
2/23(木)・24(金)	16:00 中川地区センター1階 多目的ホール
3/1(水)・2(木)・3(金)	青墓地区センター 多目的ホール
3/8(水)・9(木)・10(金)	上石津地域事務所2階 2-1会議室

市・県民税の申告書を郵送で提出する場合

申告書は郵送でも提出することができます。必要事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書、マイナンバーに係る本人確認書類の写しなど必要な資料をすべて同封し、押印のうえ、下記まで郵送してください。なお、資料の返却を希望される場合は、必要金額分の切手を貼り、送付先を記載した返信用封筒を同封してください。

*郵送先 / 大垣市役所課税課 (〒503-8601 丸の内2-29)